

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値（案）は次のとおりです（農薬登録保留基準については参考1を参照）。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成18年12月環境省告示第143号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は改正告示の公布の日から適用することとします。

オクタン酸 4 - シアノ - 2 , 6 - ジヨードフェニル（別名アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル）	1.1 µg/l
メチル = スルファニルイルカルバマートナトリウム塩（別名アシュラムナトリウム塩又はアシュラム）	9,000 µg/l
ビス（キノリン - 8 - オラト）銅（別名オキシシン銅又は有機銅）	1.8 µg/l
S , S - ジ - s e c - ブチル = O - エチル = ホスホロジチオアート（別名カズサホス）	0.25 µg/l
[メチル（オキシ）{ 1 - [6 - （トリフルオロメチル） - 3 - ピリジル] エチル } - ⁶ - スルファニリデン] シアナミド（別名スルホキサフロル）	39,000 µg/l
O - エチル = O - （ 6 - ニトロ - m - トリル ） = s e c - ブチルホスホロアミドチオアート（別名ブタミホス）	62 µg/l
（ 2 R S , 4 R S ; 2 R S , 4 S R ） - 1 - [2 - （ 2 , 4 - ジクロロフェニル ） - 4 - プロピル - 1 , 3 - ジオキソラン - 2 - イルメチル] - 1 H - 1 , 2 , 4 - トリアゾール（別名プロピコナゾール）	560 µg/l